

## 外資系企業等の取扱い（企業、職業別、自由業）（1）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業, 自由業, 米国籍職業資格者, 介輔（歯科介輔）制度, 在沖縄外国人弁護士登録名簿, 沖縄における免許試験・資格の特例に関する暫定措置法 の一部を改正する法律案, 日米友好通商条約 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43466">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43466</a>

資料（関係法等）テキスト

4. Incumbents. The present judges and other officials of the Courts shall continue in office.

5. Term of Office. The term of office of judges of the Magistrate and Circuit Courts systems shall be for life during good behavior. During his tenure in office, it shall be considered other than good behavior for any judge to:

a. Be convicted of a crime involving moral turpitude.

b. Publicly advocate or deprecate any candidate, political party or faction, or accept any political office without first resigning from his position on the court. This does not prevent entry as a candidate for election to any political office.

c. Actively engage in trade or commerce or any employment other than his appointed office, for monetary gain, provided that this prohibition shall not apply to Magistrate Court judges who are reimbursed on a part-time or fee basis.

d. Use his official position for personal gain.

6. Temporary Vacancy. In the event of temporary vacancy in the office or absence of a judge of any court, due to illness, or other cause reasonably anticipated to continue in excess of six months, the Chief Executive, with prior approval of the Deputy Governor, may appoint an acting judge who shall hold office in place of the absentee incumbent until his return to duty. However, if a judge is absent from his duty for a period exceeding one year, the position shall be declared vacant and a successor appointed.

7. Removal. a. Judges accused of misconduct may, by order of the Chief Executive, be tried by the Court of Appeals, which shall sit as a Commission for this purpose. This Commission shall, upon considering all the evidence, by majority vote make a finding of guilty or not guilty of the charged misconduct and order retention in office, removal, or suspension from office as the circumstances may require. Such order shall be final, subject to review by the Deputy Governor, but shall not be a bar to any criminal or civil action which the case may also warrant.

b. The Deputy Governor reserves the right to remove any judge or other judicial official with or without stated cause, if he deems it necessary in the interests of the Occupation and for the general good of the people of the Ryukyu Islands.

#### Article VII

##### PRACTICING ATTORNEYS

1. Any person who undertakes to act as legal counsel before a court, or to render legal advice, or to represent any other person in taking legal action, for a fee, shall first be registered as an attorney in the Legal Affairs Department of the Government. Notwithstanding any other provision herein contained, a judge of a circuit or magistrate court before whom any criminal proceeding is pending may, in the exercise of his discretion and with the consent of the accused, appoint any person who is not qualified and registered as an attorney to represent the accused as legal counsel in such proceeding only and may fix the fees such person shall be entitled to receive for the services performed; provided, that no such appointment shall be made in any judicial district in which more than one qualified registered attorney is engaged in practice or is reasonably available for the rendition of services. (CA Proc #21)

2. Registration by the Legal Department shall be contingent upon any one of the following qualifications:

a. Possession of a certificate to practice law issued by the Japanese Empire prior to the military occupation of the Ryukyu Islands.

b. Have held office as a judge or procurator in the Ryukyu Islands for at least five years.

c. Proof of graduation from a recognized law school and at least two years practical experience in a position requiring legal training in Japanese or Ryukyuan law.

d. Certification by the Board of Examiners of the Ryukyuan Bar Association after examination by the Board.

3. Bar Association. For the purpose of establishing and maintaining professional standards for practicing attorneys and applicants for legal and judicial offices, a Ryukyuan Bar Association composed of all qualified attorneys in the Ryukyus shall be formed, which will, with the approval of the Deputy Governor, appoint from among its members a Board of Examiners with the responsibility of examining and certifying the professional qualifications of applicants for license to practice law and for the offices of Procurator and Judge. Appointments to these offices shall be restricted to those duly certified by the Board of Examiners for the type of office involved. Membership in good standing in the Ryukyuan Bar Association shall be evidenced by a certificate issued in such form as the Association may see fit, and shall be prerequisite to engaging in the practice of law. Any official action of the Board of Examiners is subject to review and revision by the Court of Appeals, upon petition of an applicant for certification concerned, or by resolution of the court itself.

3.1. Emergency Appointments. Regardless of the provisions of Article VII, paragraph 3 herein, if a vacancy exists in the office of judge or public procurator, and if the Board of Examiners of the Bar Association fails during a period of one month after request of the Chief Executive to submit the names of available qualified candidates, the Chief Executive may appoint from among those he considers best qualified,

an acting judge or acting procurator as required. Such acting judge or acting procurator shall remain in office until such time as the name of a qualified candidate ready, willing and able to take office is certified by the said Board of Examiners.

4. Foreign Attorneys. The provisions of the preceding paragraphs notwithstanding, a restricted license to render legal advice or to represent another person in taking legal action, for a fee, requiring knowledge of laws of a foreign jurisdiction may be granted by special registration in the Legal Affairs Department of the Government. Such registration shall be contingent upon admission to the bar of the foreign jurisdiction concerned and shall not constitute a license to practice Ryukyuan law nor entail active membership in the Ryukyuan Bar Association. Certification by the Board of Examiners will be based upon satisfactory proof of such admission. The provisions of this paragraph do not preclude compliance with other applicable laws, including those concerning foreign investment and immigration. (CA Proc #25)

#### Article VIII

##### RESCISSON AND PERPETUATION

1. As of the effective date of this Proclamation, Special Proclamation No. 38 of 13 July 1950, and Article II 2j and Section XI of MG Ordinance No. 22 of 4 August 1950, are rescinded, provided as follows:

- a. This rescission shall not be construed to re-enact or otherwise renew any Proclamation, Ordinance, or Directive, rescinded, amended or superseded by the Proclamation and Ordinance specified above.
- b. Court personnel in office immediately prior to the effective date of this proclamation shall continue in office in the Ryukyuan court systems provided by this proclamation.

c. All appeals, suits, cases, judgments, decisions, warrants, orders and other matters pending, provisional or final of the Civilian Courts Systems as of the effective date of this proclamation shall continue in full force and effect as if they were acts of, or before, the courts provided by this proclamation.

2. All facilities, equipment, property and supplies presently allotted to the Civilian Courts Systems shall continue to be used and accounted for by the court systems provided by this proclamation.

#### Article IX

##### EFFECTIVE DATE

The effective date of this proclamation shall be 3 January 1952.





第五編 司法 法務 第三章の三 弁護士 弁護士法

四九七の二

- 司法修習生の修習を終えた者
- 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)により弁護士の資格を有する者
- 司法修習生となる資格を得た後、三年以上裁判所、検察院又は法律事務所において法律事務に携つた者
- 三年以上学校教育法(一九五八年立法第三号)又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)で定める大学の法医学の教授又は助教授の職にあつた者

(弁護士の資格事由)

第五条 次に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- 禁錆以上の刑に処せられた者
- 公の職務により罷免の裁判を受けた者
- 公務の処分により、弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を超過しない者
- 禁治産者又は禁錆治産者
- 被差押者であつて復讐を得ない者

(弁護士の資格の特例)

第六条 外國の弁護士となる資格を有し、かつ、沖縄の法規につき相当の知識を有する者で、高等裁判所の許可を受け、かつ、沖縄弁護士会に外国人弁護士の登録を受けたものは、第三条に規定する務務を行なうことができる。ただし、前条に掲げる者について

四九七の二

は、この限りでない。

- 高等裁判所は、前項の許可をする場合には、試験又は選考をすることができる。
- 第一項の許可を受けた者は、第一条、第二条、第五条第二項及び第十八条から第二十五条までの規定を準用する。
- 高等裁判所は、必要と認める場合には、第一項の許可を取り消すことができる。
- 高等裁判所が第一項の許可をし、又はこれを取り消す場合には、沖縄弁護士会の意見をきかなければならない。

(弁護士の登記)

第三章 弁護士名簿

第七条 弁護士となるには、沖縄弁護士会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

(登録の請求)

第八条 弁護士となるには、沖縄弁護士会に登録の請求をしなければならない。

(登録取消しの請求)

第九条 弁護士がその義務をやめようとするときは、沖縄弁護士会に登録取消しの請求をしなければならない。

(登録請求の拒否)

第十条 沖縄弁護士会は、沖縄弁護士会の秩序若しくは信用を害するおそれがある者は次の場合に該当し弁護士の務務を行なわせることがその適正を欠くおそれがある者について、資格審査委員会の調査に基づき、登録の請求を拒絶することができる。

一心身に故障があるとき。

〔司法一一七〕

- 裁判所は、必要と認める場合には、駁権で証認調べをすることができる。ただし、その証認調べの結果について当事者の意見をきかなければならない。

(登録取消しの事由)

第十三条 沖縄弁護士会は、次の場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

一 弁護士が第五条第一号及び第三号から第五号までの二に該当するに至つたとき。

二 弁護士が第九条の規定により登録取消しの請求をしたとき。

三 弁護士について除名が確定したとき。

四 弁護士が死亡したとき。

(登録等の公報)

第十四条 弁護士の登録及び登録取消しは、公報をもつて公告しなければならない。

(第四章 弁護士の権利及び義務)

第十五条 弁護士の事務所は、法律事務所と称する。

2 弁護士は、いかなる名義をもつしても、二以上の法律事務所を設けることができない。ただし、他の弁護士の法律事務所において執務することを妨げない。

(法律事務所の届出義務)

第十六条 弁護士が法律事務所を設け、又はこれを移転したときは、直ちに、沖縄弁護士会に届け出なければならない。

四九七の三

## 第五編 司法・法務 第三章の二 弁護士 弁護士法

四九七の三の二

### (会則を守る義務)

第十七条 弁護士は、沖縄弁護士会の会則を守らなければならぬ。

### (秘書保持の権利及び義務)

第十八条 弁護士又は弁護士であつた者は、その業務上知り得た秘密を保守する権利を有し、義務を負う。ただ、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

### (報告の請求)

第十九条 弁護士は、受任している事件について、沖縄弁護士会に對し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることが出来る。申出があつた場合は、沖縄弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 沖縄弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は

公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

### (委嘱事項等を行なう義務)

第二十条 弁護士は、正当な理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めるところにより沖縄弁護士会の指定した事項を行なうことを許さなければならない。

### (職務を行なう資格)

第二十一条 弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行なつてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

## 〔司法〕〇七

る公職につき、また常時勤務を要しない公務員となり、あるいは官公署より特定の事項について委嘱された勤務を行なうことは、この限りでない。

2 弁護士は、前項ただし書の規定により常時勤務を要する公職を兼ねるときは、その職にある間弁護士の勤務を行なつてはならない。

3 弁護士は、沖縄弁護士会の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用者となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役若しくは使用者となることができない。

### (第五章 沖縄弁護士会)

3 沖縄弁護士会は、法人とする。

(会則)

第二十七条 沖縄弁護士会を設立しなければならない。

2 沖縄弁護士会は、弁護士の使命及び勤務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るために、弁護士の指導、道

路及び監督に関する事務を行なうことを目的とする。

3 沖縄弁護士会は、法人とする。

(会則)

第二十八条 沖縄弁護士会は、会則を定めなければならない。

2 沖縄弁護士会の会則には、次の事項を記載しなければならぬ。

3 沖縄弁護士会は、法人とする。

(会則)

第二十九条 沖縄弁護士会は、那覇市において、設立の登記をすることによつて成立する。

2 沖縄弁護士会の設立の登記には、次の事項を登記しなければならない。

3 会長及び副会長の氏名及び住所。

3 前項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の

〔司法〕〇八

四九七の三の三

## 四九七の三の二

一 相手方の協議を受けて賃助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 公務員として職務上取り扱つた事件

五 依頼者により仲裁人として取り扱つた事件

(汚職行為の禁止)

第二十二条 弁護士は、受任している事件に因し相手方から利益を得て、又はこれと要求し、若しくは約束してはならない。

(非弁護士との接觸の禁止)

第二十三条 弁護士は、第五十四条から第五十六条までの規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

(争議権利の譲受けの禁止)

第二十四条 弁護士は、争議権利を譲り受けることができない。

(依頼不承諾の通知義務)

第二十五条 弁護士は、事件の依頼を承諾しないときは、依頼者に、すくやかに、その旨を通知しなければならない。

(会則及び常務委員会の制定)

第二十六条 弁護士は、判詞のある公職を兼ねることができない。

ただし、立法院の議長若しくは副議長、行政主席、行政副主席、行政府の各局長、立法院議長専属秘書、行政主席専属秘書の職又は立法院若しくは市町村の議員、市町村長その他公職によ

## 第五編 司法・法務 第三章の一弁護士・弁護士会

四九七の四

登記をしなければならない。

4 沖縄弁護士会において登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

5 この立法に規定するものほか、沖縄弁護士会の登記の手続に因して必要な事項は、行政主導が定める。

(会長及び副会長)

第三十条 沖縄弁護士会の代表者は、会長とする。

2 会長に事務のあるときは又は会長が欠けたときは、副会長がこの立法及び会則に規定する会長の職務を行なう。

3 会長及び副会長は、法令によって公務に従事する職員とする。

(入会及び退会)

第三十一条 弁護士名簿に登録を受けた者は、当然、沖縄弁護士会の会員となる。

2 第九条に規定する請求により登録取消しを受けた者は、当然、沖縄弁護士会を退会するものとする。

(会員)

第三十二条 沖縄弁護士会は、毎年定期総会を開かなければならぬ。

2 沖縄弁護士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会の決議を必要とする事項)

第三十三条 沖縄弁護士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議によらなければならない。

(会議の開催)

第三十四条 沖縄弁護士会は、弁護士事務その他の司法事務に関して官公署に建議し、又はその協同に答申することができる。

弁護士又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(会議及び答申)

第三十五条 沖縄弁護士会は、弁護士事務その他の司法事務に関して官公署に建議し、又はその協同に答申することができる。

弁護士又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(会議及び答申)

第三十六条 沖縄弁護士会に資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会は、沖縄弁護士会の請求により、登録及び登録取消しに関する必要な審査をする。

(登録)

第三十七条 沖縄弁護士会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、沖縄弁護士会の会長をもつて充てる。

3 委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者のなかから委員長が委嘱する。ただし、裁判官又は検察官である委員は高等裁判所又は検事長の推薦に基づき、その他の委員は沖縄弁護士会の総会の決議に基づかなければならない。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務及びその身分等)

第三十八条 委員長は、会務を総理する。

〔法七八〕

〔法七九〕

〔法八〇〕

〔法八一〕

〔法八二〕

〔法八三〕

〔法八四〕

〔法八五〕

〔法八六〕

〔法八七〕

〔法八八〕

〔法八九〕

〔法九〇〕

〔法九一〕

〔法九二〕

〔法九三〕

〔法九四〕

〔法九五〕

〔法九六〕

〔法九七〕

〔法九八〕

〔法九九〕

〔法一〇〇〕

〔法一〇一〕

〔法一〇二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

2 委員長及び委員は、法令によって公務に従事する職員とする。

(審査手続)

第三十九条 資格審査委員会は、審査に申し必要なときは、当事者、関係人及び官公署その他に對して陳述、説明又は資料の提出を請求することができる。

2 資格審査委員会は、登録の請求を拒絶することを可とし、又は第十一条の規定による登録の取消しを可とする請求をする場合には、あらかじめ、当事者に對してその旨を通知し、かつ、これに關して陳述及び資料の提出をする機会を与えなければならない。

(登録の請求)

第四十条 憲成は、次の三種とする。

1 成 告

2 二年以内の業務の停止

3 除 名

(憲成の請求、調査及び審査)

第四十二条 同人も、弁護士について憲成の事由があると想するときは、その事由の説明を述べて、沖縄弁護士会にこれを憲成することを求めることができる。

(第五編 司法・法務 第三章の二弁護士・弁護士会)

〔法九七〕

〔法九八〕

〔法九九〕

〔法一〇〇〕

〔法一〇一〕

〔法一〇二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

〔法一〇一一〕

〔法一〇一二〕

〔法一〇三〕

〔法一〇四〕

〔法一〇五〕

〔法一〇六〕

〔法一〇七〕

〔法一〇八〕

〔法一〇九〕

〔法一〇一〇〕

(沖縄弁護士会の審査及び監査)

第四十七条 沖縄弁護士会は審査委員会を置く。

2 審査委員会は、沖縄弁護士会の請求により、弁護士の登録に關して必要な審査をする。

(審査委員会の組織)

第四十八条 審査委員会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長に審査のあるときは、あらかじめ審査委員会の定める原

則により、他の委員が審査員の職務を行なう。

(審査委員会の審査手続)

第四十九条 審査委員会は、審査を求められたときは、すみやか

に、審査の期日を定め、審査を受ける弁護士にその旨を通知しな

ければならない。

2 審査を受ける弁護士は、審査期日に出頭し、かつ、陳述するこ

とができる。ただし、委員長の指揮に従わなければならぬ。

3 第三十九条第一項の規定は、審査委員会の審査について準用す

る。

(審査手続の中止)

第五十条 審査委員会は、同一の事由について刑訴訴訟が係属する

間は、審査の手続を中止することができる。

(準用規定)

第五十一条 第三十七条第三項、第四項及び第三十八条の資格審査

(准用規定)

第五十二条 第三十七条第四項、第三十八条、第三十九条第一項及

び第四十八条の規定は、相続委員会に準用する。

3 第三十九条法律事務の取扱いに関する取扱い

(准用規定)

第五十三条 第三十七条第四項、第三十八条、第三十九条第一項及

び第四十八条の規定は、相続委員会に準用する。

3 法律事務の取扱いに関する取扱い

(准用規定)

第五十四条 弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訴

事件及び訴願、審査請求、異議申立て等行政に対する不服申立

事件その他一般の法律事件に因して、指定、代理、仲裁若しくは和

議その他の法律事務を取り扱い、又はこれの周旋をすることを

禁じる。この限りでない。

(報酬の他の法律事務を取り扱い、又はこれの周旋をすることを禁じる)

(准用規定)

第五十五条 何人も、他人の権利を限り受け、訴訟、調停、和解

その他の手段によつて、その権利の実行をすることを禁じる。

〔司法七八〕

〔司法七九〕

〔司法八〇〕

〔司法八一〕

〔司法八二〕

〔司法八三〕

〔司法八四〕

〔司法八五〕

〔司法八六〕

〔司法八七〕

〔司法八八〕

〔司法八九〕

〔司法九〇〕

〔司法九一〕

〔司法九二〕

〔司法九三〕

〔司法九四〕

〔司法九五〕

〔司法九六〕

〔司法九七〕

第五十六条 弁護士でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士でない者は、利益を有する目的で、法律相談その他の法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

(虚偽登録の罪)

第五十七条 弁護士となる資格を有しない者が、沖縄弁護士会にそ

の資格につき虚偽の申告をして、弁護士名簿に登録をさせたとき

は、二年以下の懲役又は五百ドル以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(行駁の罪)

第五十八条 第二十二条(第六条第三項の規定により準用する場合

を含む。)の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士の法律事務取扱い等の罪)

第五十九条 第二十三条(第六条第三項の規定により準用する場合

を含む。)、第二十四条(第六条第三項の規定により準用する場合

を含む。)、第五十四条又は第五十五条の規定に違反した者は、二

年以下の懲役又は五百ドル以下の罰金に処する。

(兩罰規定)

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第五十四条又は第

第五編 司法・法務 第三章の三 弁護士 弁護士法

第五条 この立法施行の際現に從前の規定により琉球政府法務局に

第五組 司法・法務 第三章の三 弁護士 弁護士法

特別登録している外国人弁護士については、なお従前の例によ

る。  
第六条 前条の外国人弁護士に関する登録の取消しについては、高等裁判所の定めるところによる。

第七条 従前の規定によつてなされた弁護士名簿の登録は、この立法による弁護士名簿の登録とみなす。ただし、この立法施行の際現に第二十六条に該当する者については、沖縄弁護士会は、登録を取り消さなければならない。

第八条 従前の規定により法務局長に対してなされた登録の請求は、この立法により、沖縄弁護士会に対してなされた登録の請求とみなす。

第九条 法務局長は、従前の規定により琉球政府法務局に従事された弁護士名簿その他の弁護士に関する関係書類を沖縄弁護士会に引き渡さなければならない。

第十条 法務局長に対して届け出たる弁護士の事務所は、その弁護士がこの立法の規定により届出をした法律事務所とみなす。

第十二条 沖縄弁護士会の設立について必要な準備手続は、附則第一条に規定する期日よりも前に行なうことができる。

附則「一九七〇年五月三〇日法律第五号」

1 この立法は、「中略」公布の日から起算して四月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。(一九七〇年六月三〇日法律第五号)  
23 この立法による改正後の公認会計士法第四条第七項、弁護士法

第五条第三号及び司法設士法第三条第五号の規定の適用について

は、旧法の規定による懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。

一九六八年一月一日

済本ノ

沖縄弁護士会会則

沖縄弁護士会会則

沖縄弁護士会会則目次

- 沖縄弁護士会会則
- 第一章 会則
- 第二章 弁護士道義
- 第三章 弁護士名簿
- 第四章 会員
- 第五章 会員
- 第六章 会員
- 第七章 常務委員会
- 第八章 委員会
- 第九章 建議及び答申
- 第十章 弁護士の報酬
- 第十一章 資産及び会計
- 第十二章 事務局
- 第十三章 会則の改正
- 第十四章 章会員
- 附則

一九九九八年一月一三二〇八五三二一

沖縄弁護士会会則

(一九六八年一月一日施行)

第一章 目則

(名称)

オ 一 条 本会は弁護士法(以下法といふ)の規定するところにより沖縄弁護士会と称する。

(事務所)

オ 二 条 本会は事務所を那国市美栄町一丁目一番地司法ビル内に置く。

(目的)

オ 三 条 本会は弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善、進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、且つ会員相互の親睦を持することを目的とする。

(会員)

オ 四 条 本会は琉球内外に法律事務所を有する弁護士をもつて組織する。

(沖縄弁護士会は法人とする。)

(規程・規則の制定)

オ 五 条 本会はこの会則を実施し、その他必要な措置を行うため規程又は規則を定める。

規程は総会の議決により、規則は会長が常設委員会の議を経てこれを定め又は変更するものとする。

する。

本会は会則、規程又は規則を定め又はこれを変更したときは会員に周知させる方法をとらなければならない。

(通知催告等)

オ 六 条 会員に対する通知、催告又は書類の送達は本会に届出の事務所又は住所に発送すればたりる。

オ 二 章 弁護士道義

(人権擁護)

オ 七 条 弁護士は人権の擁護者であり、社会正義を顕現するものであることを自覚せねばならない。

(正義実現)

オ 八 条 弁護士は常に法令の適用を監視し、苟しくも非道不正を発見したときは断乎これが是正に努めなければならない。

(品位)

オ 九 条 弁護士は法学その他学術の研究に努めるとともに絶えず人格を磨きし、強き責任感と高き気品を保たなければならぬ。

(自由)

オ 十 条 弁護士の本質は自由であり、権力や物質にも左右されなければならない。

(有利の原則)

オ十一条 弁護士は依頼者の正当な利益を擁護するに遺憾なきを期しその秘密を保守すべし  
は勿論であるが依頼者又は相手方に開示利用されなければならぬ。

(礼節)

オ十二条 弁護士は公私との内外を問わず裁判官、檢察官並びに同僚に対して礼節を守るとともに公私適切の態度がもつてはならない。

(役員の選任要件)

オ十三条 弁護士会の役員の選任は人格鑑見あるものが衆望を拂つてこれに當ることができるよう民主的で且つ公正な方法にとつて行わなければならぬ。

(弁護士名簿)

オ十四条 本会に弁護士名簿を備える。

オ十五条 弁護士名簿には次の事項を記載する。

一、弁護士の氏名、本籍及び生年月日

二、弁護士の事務所及び住所

三、登録番号

四、登録年月日

五、登録事項変更の年月日及び事由

六、憲 瑞

七、登録取消の年月日及びその事由

オ十六条 弁護士名簿に登録を請求する者は、本会に対し左の書類を提出しなければならない。

一、登録請求書

二、履歴書

三、戸籍原本

四、弁護士となる資格を証明する書面

五、法オ五条各号の一に該当しない旨の証明書

六、法オ十一条オ一項各号及びオ二項に掲げる事項に関する書面

七、法オ二十六条の規定に該れない旨の書面

オ十七条 弁護士はオ十五条オ一号及びオ二号に掲げる事項について変更があつたときは、本会に対し登録事項の変更を届けなければならない。

前項の届出をする者は本会に左の書類を提出しなければならない。

一、登録事項変更届書

二、変更した事項がオ十五条オ一号であるときはこれを証明する書面

(登録取消)

オ十八条 弁護士名簿の登録取消を請求する弁護士は、本会に対し登録取消請求書を提出し

なければならぬ。

(登録料)

カ十九条 会員名簿の登録に関しては、左の登録料を納付しなければならない。

一、登録料

二、登録事項の変更

一、登録料

三、会員の請求による登録取消 三弟

カ二十一条 本会は会員名簿に登録したときは登録番号及び登録年月日、その他必要な事項を本人に通知する。登録事項の変更又は登録取消をしたときもまた同様とする。

カ二十二条 本会は会員名簿の登録及び登録取消をしたときは、すみやかに公報をもつて公告する。会員の氏名についての変更の届出があつたときもまた同様とする。

カ二十三条 会員の登録、登録事項の変更又は登録取消に関する書類の様式は規則をもつて定める。

カ四章 会員

五

(入会)

カ二十三条 本会に入会しようとする者は入会申込及び履歴書を提出しなければならない。

入会申込書には次の事項を記載しなければならない。

一、氏名、生年月日及び本籍

一、住所、事務所及び電話番号

一、登録年月日及び登録番号

(入会金)

カ二十四条 前条の申込をする者は入会申込と同時に会員登録料を入会金として納付しなければならない。

(会員登録)

カ二十五条 会員はその職務を行う場合には本会の制定した記章を専用しなければならない。

記章については規則で定める。

(退会)

カ二十六条 本会を退会しようとする者は退会届を提出しなければならない。

(会員名簿)

カ二十七条 会長は本会に会員名簿を備え付けなければならない。

会員の資格その他の重要な事項につき変更があつたときはすみやかに名簿を加除整理する。

会員が資格を喪失したときは会員名簿を抹消し、且つ本人に通知しなければならない。

(法律事務所)

カ二十八条 会員はいかなる名義をもつても境内に二箇以上の法律事務所を設けること

ができない。

但し他の弁護士の法律事務所において執務することを妨げない。

(品位を害する行為の禁止)

方二十九条 会員は左の行為をしてはならない。

一、自己の前歴又は他人を述べずような事項を名刺、看板等に記載し、若しくは広告宣伝すること。

二、弁護士顧問規程に違反して事件を受理すること。

三、事件受託の勧誘をすること。

四、法方五十団条、方五十五条、方五十六条に違反し、又は違反するおそれのある行為をなす者に便宜を与える、若しくはこれらの者から事件を受託すること。

(役員等就任の義務)

方三十一条 会員は役員及び常務員その他の委員に選任されたときは正当の理由がある場合のほか辞任することができない。

(会費等)

方三十二条 会員は本会の会員として月額金百円を納付しなければならない。喪病その他の事由で長期に亘り弁護士の職務をとれないと認められる会員に対しては賄役の事情を考慮し、

総会又は常務員会の議を経て相当の期間会費を免除することができる。

(懲戒のための申告等)

方三十三条 会員に本会の会則に違反する事実があると懲戒されるときは、その事由を記載し

た書面をもつて本会に懲戒を求めるため申告することができる。

本会は会員が六ヶ月以上会費を滞納したときは懲戒することができる。

(記録閲覧等)

方三十四条 会員は会に対しても会計書類、議事録その他の会務に関する書類の閲覧を求めることができる。

(請求権の放棄)

方三十五条 会員はその資格を喪失した場合、本会に対して何等の請求をなすことができない。

(総会)

方三十六条 例会においては左の事項を審議する。

一、予算の額及び決算の承認に関する事項

二、会則及び規程の制定変更に関する事項

三、役員、常務員及び委員の選任に関する事項

四、重要な諮問、建議又は答申に関する事項

五、会長が総会に付することを相当と認めた事項

(招集)

第37条　総会は会長が招集する。  
総会を招集するには会日より七日前にその通知を送しなければならない。但し、日付を置する場合には会日の三日前に送すればたりる。

前項の通知は総会開催の日時、場所及び会議の目的たる事項を示す公ければならない。

(少數会員による総会招集の請求)

第38条　二十人以上の会員が同一に理由を付し、連署して総会招集の請求をしたときは、会長一四日以内に総会招集の手続をとらなければならぬ。

(副会長)

第39条　総会の副会長は会長が之に当る。  
会長が特に必要と認めたときは副会長及び副副会長を指名することができます。

副会長は総会の秩序を保持し、議事の整理する。

(定足数)

第40条　総会は会員の半数以上出席しなければ開会することができない。  
但し定款から三十分を超過し、出席員数会員の三分の一に達したときは開会することができる。

(議決権等)

第41条　総会における会員の議決権は一人につき一個とする。

九

会員が他の会員を代理人としてその議決権行使しようとするときは代理人を証する書面を本会に提出しなければならない。

総会にかける議決は出席した会員の過半数をもつて定める。

可否同数のときは議長の決するところによる。

総会の議事については規程をもつて定める。

(議事録)

第42条　総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した会員二人がこれに署名捺印して本会に保管する。

(役員)

第43条　本会に左の役員を置く。

一、会長　一人  
二、副会長　二人  
三、理事　若干人  
四、監事　二人

(選任)

第44条　役員は会員中より毎年四月総会においてこれを選任する。

会長、副会長は理事とする。

(任期)

オ四十五条 役員の任期は二年とし、選任の年の五月一日から始まる。

役員の任期が満了しても後任者の就任までその職務を行つ。

役員が欠けたときは補欠役員を選任する。但し欠員の選任期間が短期間で常議員会で補欠選

舉の必要なしと認めたときはこの限りでない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会務の執行)

オ四十六条 会長、副会長及び監事は理事会を組織し、会務を執行する。

理事会の監事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員の職務)

オ四十七条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは又は会長に事故あると自ら会長の職務を行つ。

監事は本会の財務を監査する。

(会議への出席等)

オ四十八条 役員は議会、常議員会及び委員会の決議を尊重してその職務を行わなければならぬ。

役員は議会、常議員会及び各委員会に出席して、会務の状況を報告し又は意見を述べることができる。

(段 億)

オ四十九条 本会に常議員会を置く。

常議員会は十五名で組織する。

(選舉任期等)

オ五十一条 常議員は毎年四月に議会において会員中より選任する。

常議員に欠員を生じたときは常議員会において補欠員を選任することができる。

常議員の任期は選任の年の五月一日から一年とし補欠員の任期は前任者の残任期間とする。

(補、員)

オ五十二条 常議員会は次の事項を審議する。

一、議会に付する議案に関する事項

二、予算額又は予算外支出に関する事項

三、議会から委託された事項

四、議員、議長及び答申に関する事項

五、議会の権限に付する事項で議長が緊急に付する段のないと認めた事項

六、その他議長において必要と認めた事項

前項五号の決議があつたときは、議長は次の議会において承認を受けなければならぬ。

若し承認を得ない場合は右決議は効力を失う。

(招集)

方五十二条 常議員会は会長がこれを招集する。

常議員八人以上から会議の目的及び理由を付した請求があつたときは会長は常議員会を招集

しなければならない。

(準用規定)

方五十三条 常議員会については方四章總会に因する規定を準用する。但し方五十一條第二項の規定は準用しない。

(罷免)

方五十四条 常議員が会議に故なく引続き出席しないときは常議員会は過半数の同意を得て常議員の資格を失わせることができる。

方八章 委員会

(委員会)

方五十五条 本会に左の委員会を設く。

- 一、資格審査委員会 (委員数若干人)
- 二、調査委員会 (委員数七人)
- 三、弁護士推薦委員会 (委員数若干人)
- 四、人権擁護委員会 (委員数九人)

五、法調委員会 (委員数七人)

六、國体委員会 (委員数七人)

七、弁護士推薦委員会 (委員数七人)

本会は必長に応じ總会又は常議員会の議を経て特定の事項を行うため特別委員会を設けることができる。

(委員の選任・任期)

方五十六条 委員は常議員会の議を経て会長がこれを委嘱する。

委員の任期は選任の年の五月一日から二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の罷免)

方五十七条 委員が委員会に故なく引続き出席しないときは会長は總会又は常議員会の議を経て解職することができる。

(國体)

方五十八条 委員会の國事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(資格審査委員会)

方五十九条 資格審査委員会は弁護士名簿の登録及び登録取消しに關して必要を審査する。

(資格審査委員会)

方六十条 資格審査委員会の委員は弁護士三人、裁判官一人、檢察官一人、學識経験者一人

を委員長が認可する。

オ六十一条 資格審査会は会長及び委員四人以上が出席しなければ開くことがない。

國事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(調査委員会)

オ六十二条 調査委員会は会員の相違を保持公正することを目的とする。

本会の会員に対する懲戒の請求を受け又は会員に懲戒の理由があると斟酌すると自は調査委員会に對しその調査を命ずる。

調査委員会は会員について調査を保持公正するため必要があると認めるど自はみずからこれを調査し、その内容を会長に報告することができる。

調査委員会は前三項の職務を行ひ外非弁護士の法令違反行為の調査、取扱をなし、容忍にして適切な措置をとることを職務とする。

(懲戒委員会への審査請求)

オ六十三条 会員を懲戒に付することを相当と認める旨の報告があつたときは会長はすみかに懲戒委員会の審査を認めなければならない。

(懲戒委員会の職務)

オ六十四条 懲戒委員会は会員が法令又は本会則に違反し、又は本会の秩序信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときに本会の請求によりこれに關して必要な審査をすることを職務とする。

審査に當つては本人に十分な弁明の機会を与えるなければならない。

(懲戒)

オ六十五条 懲戒は次の三種とし、懲戒委員会の認決に基いて本会がこれを行ひ。

一、戒告

二、二年以内の禁務の停止

三、除名

オ六十六条 懲戒委員の数及び懲戒委員会の議事についてはオ六十条、オ六十二条を適用する。

(人権擁護委員会の職務)

オ六十七条 人権擁護委員会は基本的人権を擁護するため、左の事項を行い、これに対し適切なる措置をとることを職務とする。

一、人権侵犯についての調査、情報の収集及び自由人権思想の普及高揚

二、裁判官、検察官その他の非違非行の糾弾

人権擁護委員会は前項の職務を行ひ外、資力の乏しい者のために法律扶助をなすことをその職務とする。

(法制委員会の職務)

オ六十八条 法制委員会は司法制度の改善及び内外法令、判例の調査研究に関する事項を行ひてとを職務とする。

全國停學員令

六十九、内侍官員は、余の國に因する所につき、余を又は誰の  
個人の請求により向むかうることができる。

六七十一人、本会は宣公寺及びその附近の山間又は山口を避けたところ又は山口委員会の口公口で登岸することができる。

三

才七十二歳の公良は余に立候の事として手筋其の間全、口定外及び「間外」の間外の事當、宿泊料、食の他零合に酒食を有する者からうかる。

10

卷六

会員年費は毎年四月一日に約

第十一章 費用及び会計  
(会計年度)  
第74条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十日に終る。  
(経費)  
第75条 本会の経費は入会金、会員、寄附金その他の収入をもつて支弁する。  
(費の管理)

会長は毎年四月に財産目録を作成し、實査及び貯金を明かにしなければならない。  
(予算及び決算)

卷之三

で企る。問題の場合はその後初めて開かれた総会でその旨を受け入れなければならぬ。

三

第十二章 事務局

第八十一条 本会に事務局を置き、本会の庶務を掌らしめる。

事務局の職員については規程又は規則で定める。

第十三章 会則の改正

(会則改正) 第八十一条 本会則を改正するには会員半数以上出席し、会員の過半数の同意がなければならぬ。

第十四章 会員

(準会員)

第八十二条 沖縄に於て外人弁護士として登録した者は準会員とする。

附則

第一条 本会則は一九六八年一月一日より施行する。

第二条 設立総会において選任された役員の任期は会則第四十五条第一項の規定に拘わらず選任の日から一九七〇年四月末日までとする。

第三条 設立総会において選任された常任委員の任期は会則第五十条第三項の規定に拘わらず選任の日から一九六九年四月末日までとする。

(第三次試驗)

第十条 第三次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的と

(実務補習)  
第十二条 実務補習は、会計士補又は会計士補となる資格を有する

者に育て、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、この会計上級科修習者としての運営を行なう。

〔四一七三〕一七〇・逸思

十六条 この法律に定めるもの外、公認会計士試験に關し必要な事項は、大蔵省令をもつて、これを定める。

、且つ、会計に関する日本国 の 法令について相当の知識を有する者は、大蔵大臣による資格の承認を受け、且つ、日本公認会計士の資格に相当する資格を有

日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に定する業務を行うことができる。但し、第四条各号の一に該当

大蔵大臣は、前項の資格の承認をする場合には、試験又は選考

することができる。この場合において、大蔵大臣は、公認会計審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。

の各号の一に該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項登録を抹消しなければならない。

第二十一条各号の一に該当するとき、  
外国において公認会計士の資格に相当する資格を失づたとき。

二九六ノ三

故其子曰：「吾父之子，其名何也？」

卷之三

卷之三